

申 込 確 認 書

1 申込み

(1) 申込み前に必ず現地をご確認ください。

2 土地の引き渡し

(1) 宅地の引渡しは、契約時の状態で契約代金の全額納入後に引渡します。市が手を入れる（改良する）ことはありません。

(2) 宅地の引渡しは、市長の指定する職員と譲受人双方立会のうえで行い、当該引渡しの際に宅地の引渡証明書をそれぞれ1通保有後とする。

(3) 宅地は、草刈りなどの土地（空石積など土地の附加物含む）の管理、境界杭の管理をしていただきます。境界杭は、動かさないようにしてください。境界杭を動かした場合は、自己負担にて復元していただきます。

(4) 各区画に含まれるもの【募集案内書（分譲宅地図）参照】

西側(河川側)の空石積、土のう積み、電柱

※空石積の築造年月日は不明。水抜きは、未設置のため過去に土が抜けて穴が開いたことがあります。石積みの修繕等は、譲受人の負担となります。

※建築物は、「愛知県建築基準条例第8条がけ附近の建築物（がけ条例）」により、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離が必要です。（ただし、平成12年愛知県告示第899号の安全上支障がないものとして知事が定める場合を除く。）

(5) 西側(空石積付近)の地中は、コンクリート等の埋設物が発見されています。埋設物は撤去済みです。

(6) 試掘は、埋設物確認のため造成地内5カ所を深さ約70cm行い、埋設物は見つかりませんでした。試掘後は、何度も転圧を行っております。希望者には、試掘箇所をお知らせします。

3 その他

(1) 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により、杭基礎・地盤改良等の補強工事等が必要になる場合があります。そのような場合の費用は、譲受人の負担となります。また、上水道の引き込みに関する工事費、電気などの引き込み工事等の一切の費用は、譲受人の負担となります。

(2) 分譲宅地を担保にして金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関の事前審査を受け、確実に契約代金の納入期限を守ってください。

(3) その他、募集案内書の内容を確認してください。

上記事項を確認し、了承したので申込みます。

令和 年 月 日

申込者 _____

申 込 確 認 書

1 申込み

(1) 申込み前に必ず現地をご確認ください。

2 土地の引き渡し

(1) 宅地の引渡しは、契約時の状態で契約代金の全額納入後に引渡します。市が手を入れる（改良する）ことはありません。

(2) 宅地の引渡しは、市長の指定する職員と譲受人双方立会のうえで行い、当該引渡しの際に宅地の引渡証明書をそれぞれ1通保有後とする。

(3) 宅地は、草刈りなどの土地（空石積など土地の附加物含む）の管理、境界杭の管理をしていただきます。境界杭は、動かさないようにしてください。境界杭を動かした場合は、自己負担にて復元していただきます。

(4) 各区画に含まれるもの【募集案内書（分譲宅地図）参照】

西側(河川側)の空石積、土のう積み、電柱

※空石積の築造年月日は不明。水抜きは、未設置のため過去に土が抜けて穴が開いたことがあります。石積みの修繕等は、譲受人の負担となります。

※建築物は、「愛知県建築基準条例第8条がけ附近の建築物（がけ条例）」により、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離が必要です。（ただし、平成12年愛知県告示第899号の安全上支障がないものとして知事が定める場合を除く。）

(5) 西側(空石積付近)の地中は、コンクリート等の埋設物が発見されています。埋設物は撤去済みです。

(6) 試掘は、埋設物確認のため造成地内5カ所を深さ約70cm行い、埋設物は見つかりませんでした。試掘後は、何度も転圧を行っております。希望者には、試掘箇所をお知らせします。

3 その他

(1) 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により、杭基礎・地盤改良等の補強工事等が必要になる場合があります。そのような場合の費用は、譲受人の負担となります。また、上水道の引き込みに関する工事費、電気などの引き込み工事等の一切の費用は、譲受人の負担となります。

(2) 分譲宅地を担保にして金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関の事前審査を受け、確実に契約代金の納入期限を守ってください。

(3) その他、募集案内書の内容を確認してください。

上記事項を確認し、了承したので申込みます。

令和 年 月 日

申込者 _____

申 込 確 認 書

1 申込み

(1) 申込み前に必ず現地をご確認ください。

2 土地の引き渡し

(1) 宅地の引渡しは、契約時の状態で契約代金の全額納入後に引渡します。市が手を入れる（改良する）ことはありません。

(2) 宅地の引渡しは、市長の指定する職員と譲受人双方立会のうえで行い、当該引渡しの際に宅地の引渡証明書をそれぞれ1通保有後とする。

(3) 宅地は、草刈りなどの土地（空石積など土地の附加物含む）の管理、境界杭の管理をしていただきます。境界杭は、動かさないようにしてください。境界杭を動かした場合は、自己負担にて復元していただきます。

(4) 各区画に含まれるもの【募集案内書（分譲宅地図）参照】

西側(河川側)の空石積、土のう積み、電柱

※空石積の築造年月日は不明。水抜きは、未設置のため過去に土が抜けて穴が開いたことがあります。石積みの修繕等は、譲受人の負担となります。

※建築物は、「愛知県建築基準条例第8条がけ附近の建築物（がけ条例）」により、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離が必要です。（ただし、平成12年愛知県告示第899号の安全上支障がないものとして知事が定める場合を除く。）

(5) 西側(空石積付近)の地中は、コンクリート等の埋設物が発見されています。埋設物は撤去済みです。

(6) 試掘は、埋設物確認のため造成地内5カ所を深さ約70cm行い、埋設物は見つかりませんでした。試掘後は、何度も転圧を行っております。希望者には、試掘箇所をお知らせします。

3 その他

(1) 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により、杭基礎・地盤改良等の補強工事等が必要になる場合があります。そのような場合の費用は、譲受人の負担となります。また、上水道の引き込みに関する工事費、電気などの引き込み工事等の一切の費用は、譲受人の負担となります。

(2) 分譲宅地を担保にして金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関の事前審査を受け、確実に契約代金の納入期限を守ってください。

(3) その他、募集案内書の内容を確認してください。

上記事項を確認し、了承したので申込みます。

令和 年 月 日

申込者 _____

申 込 確 認 書

1 申込み

(1) 申込み前に必ず現地をご確認ください。

2 土地の引き渡し

(1) 宅地の引渡しは、契約時の状態で契約代金の全額納入後に引渡します。市が手を入れる（改良する）ことはありません。

(2) 宅地の引渡しは、市長の指定する職員と譲受人双方立会のうえで行い、当該引渡しの際に宅地の引渡証明書をそれぞれ1通保有後とする。

(3) 宅地は、草刈りなどの土地（空石積など土地の附加物含む）の管理、境界杭の管理をしていただきます。境界杭は、動かさないようにしてください。境界杭を動かした場合は、自己負担にて復元していただきます。

(4) 各区画に含まれるもの【募集案内書（分譲宅地図）参照】

西側(河川側)の空石積、土のう積み、電柱

※空石積の築造年月日は不明。水抜きは、未設置のため過去に土が抜けて穴が開いたことがあります。石積みの修繕等は、譲受人の負担となります。

※建築物は、「愛知県建築基準条例第8条がけ附近の建築物（がけ条例）」により、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離が必要です。（ただし、平成12年愛知県告示第899号の安全上支障がないものとして知事が定める場合を除く。）

(5) 西側(空石積付近)の地中は、コンクリート等の埋設物が発見されています。埋設物は撤去済みです。

(6) 試掘は、埋設物確認のため造成地内5カ所を深さ約70cm行い、埋設物は見つかりませんでした。試掘後は、何度も転圧を行っております。希望者には、試掘箇所をお知らせします。

3 その他

(1) 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により、杭基礎・地盤改良等の補強工事等が必要になる場合があります。そのような場合の費用は、譲受人の負担となります。また、上水道の引き込みに関する工事費、電気などの引き込み工事等の一切の費用は、譲受人の負担となります。

(2) 分譲宅地を担保にして金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関の事前審査を受け、確実に契約代金の納入期限を守ってください。

(3) その他、募集案内書の内容を確認してください。

上記事項を確認し、了承したので申込みます。

令和 年 月 日

申込者 _____

申 込 確 認 書

1 申込み

(1) 申込み前に必ず現地をご確認ください。

2 土地の引き渡し

(1) 宅地の引渡しは、契約時の状態で契約代金の全額納入後に引渡します。市が手を入れる（改良する）ことはありません。

(2) 宅地の引渡しは、市長の指定する職員と譲受人双方立会のうえで行い、当該引渡しの際に宅地の引渡証明書をそれぞれ1通保有後とする。

(3) 宅地は、草刈りなどの土地（空石積など土地の附加物含む）の管理、境界杭の管理をしていただきます。境界杭は、動かさないようにしてください。境界杭を動かした場合は、自己負担にて復元していただきます。

(4) 各区画に含まれるもの【募集案内書（分譲宅地図）参照】

西側(河川側)の空石積、土のう積み、電柱

※空石積の築造年月日は不明。水抜きは、未設置のため過去に土が抜けて穴が開いたことがあります。石積みの修繕等は、譲受人の負担となります。

※建築物は、「愛知県建築基準条例第8条がけ附近の建築物（がけ条例）」により、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離が必要です。（ただし、平成12年愛知県告示第899号の安全上支障がないものとして知事が定める場合を除く。）

(5) 西側(空石積付近)の地中は、コンクリート等の埋設物が発見されています。埋設物は撤去済みです。

(6) 試掘は、埋設物確認のため造成地内5カ所を深さ約70cm行い、埋設物は見つかりませんでした。試掘後は、何度も転圧を行っております。希望者には、試掘箇所をお知らせします。

3 その他

(1) 各々の建築計画に伴うハウスメーカー等の地盤調査結果により、杭基礎・地盤改良等の補強工事等が必要になる場合があります。そのような場合の費用は、譲受人の負担となります。また、上水道の引き込みに関する工事費、電気などの引き込み工事等の一切の費用は、譲受人の負担となります。

(2) 分譲宅地を担保にして金融機関から融資を受ける場合は、あらかじめ金融機関の事前審査を受け、確実に契約代金の納入期限を守ってください。

(3) その他、募集案内書の内容を確認してください。

上記事項を確認し、了承したので申込みます。

令和 年 月 日

申込者 _____